

国立大学法人東京農工大学における公益通報者の保護等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第2章 管理体制 (総括者) 第3条 本学における公益通報の処理に関する総括者は、理事(総務・財務担当)をもって充てる。</p>	<p>第2章 管理体制 (総括者) 第3条 本学における公益通報の処理に関する総括者は、理事(総務・渉外担当)をもって充てる。</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。